

亀山市国土強靱化地域計画に基づき別途管理する交付金等活用事業

※以下に記載する事業については、国の「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組み等に対する関係府省庁の支援」に対応した現時点で想定される事業である。今後、国の支援状況等の変化に合わせ、適宜修正を行う。

No.	対応方策		区分	事業名	部名	事業概要	交付金等の名称	備考
1	1-1		主	公園施設長寿命化事業	建設部 都市整備課	公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改修を行う。	防災・安全交付金	
2		2-8	主	学校施設等長寿命化改修事業	教育委員会事務局 教育総務課	学校施設等長寿命化計画に基づき、学校施設等の改修を行う。	学校施設環境改善交付金	
3	1-1	7-2	主	地震対策・木造住宅補強事業	建設部 建築住宅課	旧建築基準法適用木造住宅の診断・補強・除去に要する一部補助を行う。	防災・安全交付金 （住宅・建築物安全ストック形成事業）	
4	1-1	7-2	主	ブロック塀等撤去支援事業	建設部 建築住宅課	道路に面したブロック塀等の撤去に要する費用の一部補助を行う。	防災・安全交付金 （住宅・建築物安全ストック形成事業）	
5	1-1	7-2	主	狹隘道路後退用地整備事業	建設部 建設管理課	幅員4m未満の道路（狭あい道路）に接する建物の建築の際等に、用地の一部を道路として市へ寄附することに要した費用の一部について補助を行う。	防災・安全交付金 （狭あい道路整備等促進事業）	
6	1-3		主	浸水対策計画策定事業	建設部 土木課	計画的な浸水対策を推進するため、浸水シミュレーションを行い、内水浸水想定区域図を作成する。	防災・安全交付金	
7	2-6	6-2	主	下水管渠長寿命化対策事業	上下水道部 下水道課	公共下水道施設の維持管理を計画的に実施する。	防災・安全交付金	
8	2-6	6-2	主	農業集落排水施設機能強化事業	上下水道部 下水道課	公共下水道施設の維持管理を計画的に実施する。	防災・安全交付金	
9	3-3		標	亀山市衛生公苑基幹の設備改良事業	産業環境部 環境課	衛生公苑長寿命化計画に基づき、予備貯留槽の確保や脱臭設備の増強、薬品タンクの材質強化等を進め、施設の強靱化と災害発生時における対応力強化を図る。	循環型社会形成推進交付金	
10	5-2	6-3	主	橋梁長寿命化修繕事業	建設部 建設管理課	市が管理する橋梁の健全度点検・修繕を行う。	道路更新防災等対策事業費補助	
11	5-2	6-3	主	舗装老朽化対策事業	建設部 建設管理課	31路線・延長約43kmの道路を対象に舗装修繕を行う。	防災・安全交付金	
12	6-2		標	浄化槽整備事業	上下水道部 下水道課	浄化槽設置に対して補助金を交付することにより、浄化槽の普及促進を図る。	循環型社会形成推進交付金	
13	5-4		主	都市計画道路整備事業 （和賀白川線）	建設部 土木課	市内環状道路の完成に向け、国道1号から北側区間と市道住山11号線を含めた区間を整備する。	社会資本整備総合交付金	
14	5-4		主	道路新設改良事業 （川合9号線）	建設部 土木課	国道306号から市道和田のぼの線までの全線の道路拡幅を行う。	社会資本整備総合交付金	
15	5-4		標	道路整備事業	建設部 土木課	市道下庄1号線の道路改良を行う。	社会資本整備総合交付金	
16	7-3		標	団体営かんがい排水事業	産業環境部 農林振興課	ため池に水位計を設置する。	農業水路等長寿命化防災減災事業	
17	7-3		主	団体営ため池等整備事業	産業環境部 農林振興課	防災重点ため池の補修耐震工事及び、使われていない防災重点ため池の廃止工事を行う。	農村地域防災減災事業	
18	7-5		標	有害鳥獣対策事業	産業環境部 生物多様性・ 獣害対策室	猟友会の鳥獣捕獲に対して補助金を交付する。他	鳥獣被害防止総合対策交付金	
19	8-5		主	地籍調査事業	建設部 土木課	一筆毎の土地について、所有者や地番、境界、地積などに関する調査を行い、現在の公図等を更新する。	社会資本整備総合交付金	
20	8-4		主・標	街なみ環境整備事業	建設部 都市整備課	東海道沿いを中心に文化財の保存・活用を行うための施設の改修・整備等を行う。	社会資本整備総合交付金	
21	2-3		標	防火水槽整備事業	消防本部 消防総務課	火災防ぎょ活動を迅速・的確に実施するため、消防水利の基本である防火水槽を計画的に新設する。	消防防災施設整備費補助金	地域計画に基づく事業は、補助金の重点配分、優先採択等の重点化がされる。
22	2-3		主・標	車両整備事業	消防本部 消防総務課	各車両の経過年数及び運用状況を勘案した計画に基づき、消防車両を更新する。	緊急消防援助隊設備整備費補助金	地域計画に基づく事業は、補助金の重点配分、優先採択等の重点化がされる。
23	6-5		主	民間保育所等整備事業	子ども未来部 子ども政策課	国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、認定こども園を整備する社会福祉法人等に対して補助金を交付する。	就学前教育・保育施設整備交付金	